

高額療養費制度が見直されます

平成27年1月

医療費が高額になって自己負担額の上限を超えたときに払い戻しを受けられる

「高額療養費制度」について、70歳未満の人の自己負担限度額の区分が3区分から5区分になりました。

医療費と介護保険の自己負担を合算して上限額を超えたときに払い戻しを受けられる「高額医療・高額介護合算制度」の70歳未満の人の自己負担限度額についても、高額療養費制度に併せて5区分に変更されます。

<高額療養費の自己負担限度額(70歳未満)>

改正前

区分	高額療養費の自己負担限度額 (1ヶ月あたり)
標準報酬月額53万円以上	150,000円+(総医療費-500,000円)×1% <83,400円>
一般	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <44,400円>
低所得者(住民税非課税者)	35,400円 <24,600円>

改正後

平成27年1月～

区分	高額療養費の自己負担限度額 (1ヶ月あたり)
※標準報酬月額 ア 83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% <140,100円>
イ 53万円～79万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% <93,000円>
ロ 28万円～50万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <44,400円>
ハ 26万円以下	57,600円 <44,400円>
ニ 低所得者(住民税非課税者)	35,400円 <24,600円>

※標準報酬月額とは?

給料などの報酬の月額を区切りのよい幅で区分したものです。月収で見ると、アの人は81万円以上、イの人は51.5万円以上81万円未満、ロの人は27万円以上51.5万円未満、ハの人は27万円未満になります。

* < >は多数該当。高額療養費として払い戻しを受けた月数が直近12ヶ月間で3月以上あったとき、4月目から自己負担限度額が引き下げられます。

* 食事代や、差額ベッド代など保険適用とならないものは対象外です。

* 通院と入院は別々の扱いとなります。



医療費が高額になりそうなときは、「限度額適用認定証」の申請を!

「高額療養費制度」で払い戻しを受けるには3ヶ月程度の時間がかかりますが、「限度額適用認定証」があれば医療機関の窓口での支払いは自己負担限度額で済みます。

「限度額適用認定証」は、健康保険組合に申請をすれば発行してもらえます。入院などで医療費が高額になりそうなときには、事前に申請するとよいでしょう。



高額療養費の計算例

①標準報酬月額32万円(区分:ロ)のAさんの医療費が50万円(自己負担15万円)だったとき

自己負担限度額 80,100円+(500,000円-267,000円)×1%=82,430円

払い戻し額 150,000円-82,430円=67,570円

同一世帯内に1ヶ月の自己負担額が21,000円以上の人が2人以上いる場合は、それぞれの医療費を合算することができます。

②標準報酬月額62万円(区分:イ)のBさんの医療費が40万円(自己負担12万円)、

被扶養者の妻の医療費が30万円(自己負担9万円)だったとき

自己負担限度額 167,400円+(400,000円+300,000円-558,000円)×1%=168,820円

払い戻し額 120,000円+90,000円-168,820円=41,180円